

オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会 運営方針

(名称)

第1条 本協議会は、「オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会」と称し、英文では **Japan Open Innovation Council** と表示する。

(目的)

第2条 本協議会は、民間事業者の「オープンイノベーション」の取組を推進するとともに、ベンチャー宣言を実現することにより、我が国産業のイノベーション創出及び競争力の強化に寄与することを目的とする。

(協議会の会員)

第3条 本協議会は、前条の目的に賛同する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本会員（企業）
- (2) 賛助会員（企業以外の法人・団体・個人）

(活動)

第4条 本協議会は、第二条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 我が国産業界におけるオープンイノベーションの推進事例の共有
- (2) 海外のオープンイノベーション動向の把握
- (3) 啓発・普及活動（「日本ベンチャー大賞」他）
- (4) ベンチャー企業の創造
- (5) 既存企業発ベンチャー創造（ベンチャー企業と既存企業の連携促進を含む）
- (6) 大学・研究機関等との交流の促進
- (7) 起業家教育の推進
- (8) 重要分野におけるオープンイノベーションの推進に関する検討
- (9) 「オープンイノベーション白書」の作成
- (10) 政策提言
- (11) その他本協議会の目的の達成に資する事業

(アドバイザーコミッティの設置)

第5条 本協議会に「アドバイザーコミッティ」を置く。アドバイザーコミッティは、本協議会の活動への助言等に努める。詳細の事項については別に定める。

(入会)

第6条 本協議会に会員として入会しようとする者は、所定の方法をもって、事務局に申し込まなければならない。

(退会)

第7条 会員が本協議会を退会しようとする場合は、その旨を事務局に届け出なければならない。

(届出)

第8条 会員が登録者名又は連絡窓口などを変更する場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

(情報の保護)

第9条 本協議会の活動を通じて知り得た営業秘密・個人情報等は本協議会の活動と無関係な目的外利用や第三者への譲渡を行ってはならない。

(会員又は幹事資格の取り消し)

第10条 暴力団等の反社会的勢力であること等、会員として不適格であると認められる場合、会長は当該会員又は幹事の資格を取り消すことができる。

(会費及び運営)

第11条 会費は募らないこととする。会員及び事務局の自発的な人的・物的・知的貢献等により運営する。

(事務局)

第12条 本協議会の業務を執行するための事務局を、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構に置く。

(事務局長)

第13条 事務局長は、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長が指名する者とする。

(相談役)

第14条 本協議会は、本協議会の活動への助言を求めるために相談役を置くことができる。

2 事務局長は、相談役を置く場合には本協議会の会員（本会員、賛助会員は問わず）に所属する者から選定し、委嘱することとし、無報酬とする。

(事業年度)

第 15 条 本協議会の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(運営方針の変更等)

第 16 条 事務局長は、本運営方針の内容変更や、本協議会の運営に関する重要事項については、必要に応じてアドバイザリーコミッティ等の意見を基に変更等の承認を行う。

付則

(施行期日)

本運営方針は、本協議会の設立の日（平成 29 年 3 月 1 日）から施行する。

(失効)

本運営方針は、本協議会の解散の日からその効力を失う。

(オープンイノベーション協議会会員及びベンチャー創造協議会会員の承継)

本運営方針の施行の日時点における「オープンイノベーション協議会」会員は、原則、本協議会会員とし、「ベンチャー創造協議会」会員は、会員本人の了承を得て、本協議会の会員として承継する。